

宮城県看護師等養成所の指定等に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）、保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導ガイドライン及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（以下「法令及びガイドライン」という。）に基づき、県が行う保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の指定等及びその事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 一般的事項

(1) 養成所の設置者は、国、地方公共団体のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

(2) 養成所の指定は、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所について、養成所ごとに行うものであること。このため、養成所に新たな養成所を併設する場合又は併設している養成所を廃止する場合は、当該養成所の指定又は廃止を行うものであること。

なお、これらの場合においては、必要に応じ、指定申請又は廃止申請に併せて学則の変更承認申請又は届出を行うこと。

(3) 看護師養成所3年課程及び看護師養成所2年課程について、一方を設置していたところ他方を併設する場合、一方から他方に変更する場合又は両方を設置していたところ一方を廃止する場合においては、課程変更による学則変更承認申請を行うものであること。

なお、全日制、定時制又は通信制で教育を行う場合にはそれぞれ一つの課程として、その設置にあたっては学則変更承認申請を行うものであること。

(4) 新たに保健師（又は助産師）と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、両者の指定申請を同時に行うものであること。

(5) 看護師養成所について、その全部を保健師（又は助産師）と看護師との統合カリキュラムによる養成に変更する場合においては、保健師（又は助産師）養成所として指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則（修業年限及び教育課程）の変更承認申請を行うものであること。

(6) 看護師養成所が、既設の看護師養成所を残し、これとは別に新たに保健師（又は助産師）と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、保健師（又は助産師）養成所の指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則（統合カリキュラム分の修業年限、教育課程及び入所定員）の変更承認申請を行うものであること。

(7) 養成所の設置者を変更する場合（設置者を医療法人から学校法人とする場合など。）は、指定取消しの申請を行った上で新たに養成所の指定申請を行うものであること。

3 指定申請に関する事項

(1) 看護師等養成所設置計画書の提出

法第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号又は第22条第2号の規定に基づく養成所を設置しようとする者は、開設しようとする年の前年の1月末日までに、看護師等養成所設置計画書（以下「設置計画書」という。）を知事に提出すること。

なお、養成所の設置者のみを変更する場合は、設置計画書を提出する必要はないこと。

(2) 設置計画書に係る審査

① (1)の設置計画書は、県において法令及びガイドラインに基づき審査を行うものと

する。また、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

- ② 審査の結果、知事は、原則として設置計画書提出年の3月末日までに承認し、養成所設置者に通知するものとする。ただし、知事が必要と認める場合についてはこの限りでない。
 - ③ 知事は、②の通知に併せ、新たに設置される養成所の適正な運営について必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- (3) 看護師等養成所指定申請書の提出
- (2)の養成所の設置計画書に係る審査により設置計画の承認を受けた者は、(1)の養成所の指定に係る施行令第12条又は第19条の申請書(以下「指定申請書」という。)を、開設しようとする年の前年の7月末日までに知事に提出すること。また、養成所の設置者のみの変更であるため設置計画書を提出しない者も同様であること。
- なお、看護師養成所2年課程(通信制)における実習施設については、指定申請時に宮城県内で各専門領域について少なくとも一施設を確保し、設置計画書及び指定申請書に、それぞれの提出時において確保した施設別に記載すること。

(4) 指定申請書の審査及び実地調査

- ① (3)の指定申請書は、県において法令及びガイドラインに基づき審査を行うものとする。また、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

なお、原則として、人員、設備、運営及び実習施設に関する基準等の遵守について実地調査を行うものとする。
- ② ①の審査及び実地調査の結果、法令及びガイドラインに反しないと認められるときは、知事は、原則として指定申請書提出年の12月末日までに承認し、指定する場合には指令書を交付する。ただし、知事が必要と認める場合についてはこの限りでない。
- ③ 知事は、②の指令に併せ、新たに設置される養成所の適正な運営について必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(5) 提出書類等

設置計画書及び指定申請書の様式及び添付資料については別表第1によること。

(6) 厚生労働省への報告

知事は、養成所を指定したときには、施行令第11条第2項の規定に基づき、以下に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告するものとする。

- ① 設置者の氏名及び住所
- ② 名称
- ③ 位置
- ④ 指定をした年月日及び設置年月日
- ⑤ 学則
- ⑥ 長の氏名

4 養成所の設置計画に係る審査を要する変更承認申請

(1) 看護師等養成所変更計画書の提出

施行令第13条第1項又は施行令第20条において準用する第13条第1項の規定に基づき、課程の変更又は入所定員の増加(学級数の増加を伴う場合に限る。)による学則の変更について知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の1月末日までに、看護師等養成所変更計画書(以下「変更計画書」という。)を知事に提出すること。

なお、統合カリキュラムによる看護師養成所の学則(修業年限、教育課程及び入所定員)

変更を行う場合に限っては、保健師（又は助産師）養成所の設置計画書と合わせて学則（修業年限、教育課程及び入所定員）変更計画書を提出すること。

(2) 変更計画書に係る審査

① (1)の変更計画書は、県において法令及びガイドラインに基づき審査を行うものとする。また、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

② ①の審査の結果、法令及びガイドラインに反しないと認められるときは、知事は、原則として変更計画書提出年の3月末日までに承認し、養成所設置者に通知するものとする。ただし、知事が必要と認める場合についてはこの限りでない。

(3) 看護師等養成所変更承認申請書の提出

(2)の審査により変更計画を承認され、当該変更について知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の7月末日までに、看護師等養成所変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出すること。

(4) 変更承認申請書の審査

(3)の審査の結果、法令等及びガイドライン等に反しないと認められるときは、知事は、原則として変更承認申請書提出年の12月末日までに承認し、指定する場合には指令書を交付する。ただし、知事が必要と認める場合についてはこの限りでない。

(5) 提出書類等

変更計画書及び変更承認申請書の様式及び添付資料については別表第2によること。

5 養成所の設置等計画に係る審査を要しない変更承認申請に関する事項

(1) 変更承認申請書の提出

① 施行令第13条第1項又は施行令第20条において準用する第13条第1項の規定により、学則（課程の廃止、修業年限の変更、教育課程の変更又は学級増を伴わない入学定員の変更）、校舎の各室の用途及び面積又は実習施設の変更について承認を受けようとするときは当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の12月末日までに、知事に変更承認申請書を提出すること。

② 原則として実習施設を変更しようとする場合は①の変更承認申請が必要である。ただし、2年課程（通信制）以外の養成所が1単位未満の実習を行う施設を変更、追加又はこれを実習施設として使用しなくなった場合は変更承認申請を必要としないこととする。また、2年課程（通信制）において、養成所の指定後に実習施設を追加した場合、その追加した実習施設を他の施設に変更する場合等、指定の際に申請していた実習施設に変更がない場合にあつては、変更承認申請を必要としないこととする。

なお、変更承認申請を必要としない場合においても、変更承認申請を行った施設と同様に施行令第14条第1項に基づき毎年度報告を行うこと。

(2) 変更承認申請書の審査

① (1)の変更承認申請書は、県において法令及びガイドラインに基づき審査を行うものとする。また、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

② ①の審査の結果、法令及びガイドラインに反しないと認められるときは、知事は、原則として変更しようとする年の3月末日までに承認し、通知するものとする。ただし、知事が必要と認める場合についてはこの限りでない。

(3) 提出書類等

変更承認申請書の様式及び添付資料については別表第3によること。

6 変更の届出に関する事項

(1) 看護師等養成所変更届出書の提出

施行令第13条第2項又は施行令第20条において準用する第13条第2項の規定により、以下の事項に変更があった場合は、当該養成所の設置者は、知事に看護師等養成所変更届出書（以下「変更届出書」という。）を提出すること。

- ① 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 名称
- ③ 位置
- ④ 学則（課程、修業年限、教育課程及び入学定員に関する事項を除く）

(2) 提出書類等

変更届出書の様式及び添付資料については別表第4によること。

7 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書（指定申請書提出後においては指定申請中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

8 新たな実習施設に関する事項

実習施設が初めて養成所の実習施設となるときは、患者及び利用者の数や指導体制、実習環境等について、県による調査が行われる場合があること。

9 指定取消申請に関する事項

(1) 看護師等養成所募集中止届出書の提出

養成所において、学生の募集を中止しようとするときには、当該養成所の設置者は、最後の募集に係る入学者が入所する年の前年の12月末日までに、看護師等養成所募集中止届出書（以下「募集中止届出書」という。）を知事に提出すること。

(2) 看護師等養成所指定取消申請書の提出

施行令第16条第1項又は第20条において準用する施行令第16条第1項の規定により養成所の指定の取消しを受けようとするときは、当該養成所の設置者は、取消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、看護師等養成所指定取消申請書（以下「指定取消申請書」という。）を知事に提出すること。ただし、養成所の設置者を変更するため指定の取消しを受けようとする場合は、3（3）の指定申請書と同時に指定取消申請書を提出すること。

(3) 指定取消申請書の審査

① 知事は、法令及びガイドラインに反しないと認められるときは、原則として指定取消申請書提出年度末までに指定の取消について承認し、指定を取り消す場合には指令書を交付する。ただし、県が必要と認める場合についてはこの限りでない。

② ①の審査に際し、養成所の在籍学生が、引き続き同様の教育を受ける又は指定取り消しまでに卒業できるよう必要な対応の有無を確認し、当該対応が不十分であると認める場合には、他の養成所への転学等の必要な措置を講ずるよう指示することができるものと

する。

(4) 提出書類等

募集中止届出書及び指定取消申請書の提出に必要な様式及び添付書類については、別表第5によること。

(5) 厚生労働省への報告

養成所の指定を取り消したときは、施行令第16条第2項の規定に基づき、以下に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告するものとする。

- ① 設置者の氏名及び住所
- ② 名称
- ③ 位置
- ④ 指定を取り消した年月日
- ⑤ 指定を取り消した理由

(6) 学則、学籍簿等の保管

養成所の取消しを受けた場合には、各設置者において学則、学籍簿等を保管すること。

10 指定基準に適合しなくなった場合等の指定取消に関する事項

(1) 指定学校養成所の設置者又は長に対する指示

知事は、施行令第11条第1項に規定する主務省令で定める基準に照らして、養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、施行令第15条第2項の規定により、当該養成所の設置者又は長に対して必要な指示をすることができるものとする。

(2) 指定取消の通知等

- ① 知事は、養成所が施行令第11条第1項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又はその設置者若しくは長が施行令第15条第2項の規定による指示に従わないときは、施行令第16条第1項に基づき、その指定を取り消すことができるものとする。また、指定を取り消した場合は、当該養成所の設置者又は長に対し、すみやかにその旨を通知するものとする。
- ② ①の取消しに際し、養成所の在学生在が、引き続き同様の教育を受ける又は指定取り消しまでに卒業できるよう必要な対応の有無を確認し、当該対応が不十分であると認める場合には、他の養成所への転学等の必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

(3) 厚生労働省への報告

養成所の指定を取り消したときは、施行令第16条第2項に基づき、以下に掲げる事項について、厚生労働大臣に報告するものとする。

- ① 設置者の氏名及び住所
- ② 名称
- ③ 位置
- ④ 指定を取り消した年月日
- ⑤ 指定を取り消した理由

(4) 学則、学籍簿等の保管

養成所の取消しを受けた場合には、各設置者において学則、学籍簿等を保管すること。

11 施行令第14条第1項及び第20条において準用する第14条第1項に基づく報告に関する事項

(1) 報告に対する審査について

知事は、養成所から提出された施行令第14条第1項及び第20条において準用する第14条第1項に基づく報告について、法令及びガイドラインに基づき審査を行うものとする。

(2) 事実確認

知事は、(1)の審査にて疑義が生じた場合には、当該養成所に対し、書面にて事実確認を行うものとする。

(3) 指定学校養成所の設置者又は長に対する指示

(2)の事実確認の結果、法令及びガイドラインに違反すると認められる場合は、当該養成所に対し改善報告を求めるものとする。

1.2 実地調査に関する事項

知事は、前記第1.1に関する事務のほか、臨時又は緊急に必要とする場合において、法令及びガイドラインの遵守状況を確認するため、養成所に対して実地指導調査を行うことができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。